

『保育実習指導のミニマムスタンダード』 を軸とした保育所実習指導の実際に関する研究

—九州管内保育士養成施設における保育所実習指導の実態調査を通して—

相浦 雅子 高濱 正文 那須 信樹* 原 孝成** 野中 千都**

1. はじめに

全国保育士養成協議会専門委員会の研究报告として、平成14年に『効果的な保育実習のあり方に関する研究Ⅰ－保育実習の実態調査から－』（保育士養成資料集第36号）が出された。それは、各養成校における実習指導の態様を全国規模によるアンケート調査を基に統計的に分析し、実習指導としての望ましいあり方を探求するものであった。平成16年には『効果的な保育実習のあり方に関する研究Ⅱ－保育実習指導のミニマムスタンダード確立に向けて－』（保育士養成資料集第40号）として、①保育実習に関するシラバス、実習の手引き、実習許可条件の資料を収集し事前・事後指導において獲得する内容・専門性を検討 ②実習依頼文書、訪問指導記録、評価票及び評価基準の資料を収集し実習施設との連携について検討 ③実習指導の具体的取り組みの提示 ④養成校間の保育実習指導連携に関する取り組みの提示 ⑤保育士の専門性と近接する専門職の実習指導におけるミニマムスタンダード策定へ向けた取り組みの検討について報告・検討がなされ、さらに、ミニマムスタンダードの試案が提示された。そして、平成17年には『効果的な実習のあり方に関する研究Ⅲ－保育実習のミニマムスタンダード－』

（保育士養成資料集第42号）として提案がなされた。これらの提案・報告を受け、全国保育士養成協議会九州ブロックによるセミナーにて、平成17年（大分）からは「ミニマムスタンダード」を軸にした保育実習指導に関する分科会が設定されてきた。

このような流れは、実習指導に関して養成校の関心の高さを示しているといえよう。それは、各養成校が、保育士を取り巻く社会的背景の変化や保育所への社会的ニーズの多様化などにより、それらを考慮した専門職としての保育士養成に意識的に取り組まなくてはならないからである。しかしながら、実際は、実習指導の内容は各養成校の独自性がきわめて強く、実習そのものの内容は保育現場任せである場合が多い。養成校が望ましい保育士像を追求した学生指導を行い、保育現場が次世代育成としての実習指導を行うためには、立場の違う両者が協働的に理想の保育士養成を目指す連携体制を構築する必要性がある。

「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」（平成15年12月9日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）における「保育実習実施基準」の第2 履修の方法の5に「指定保育士養成施設の所長は、毎学年度の初めに実習施設その他の関係者と協議を行い、その学年度の保育実習計画を策定するものとし、この計画には、全体の方針、実習の段階、内容、施設別の期間、時間数、学生の数、実習前後の学習

*中村学園大学短期大学部 **西南女学院大学短期大学部

に対する指導方法、実習の記録、評価の方法が明らかにされなければならないものとする。」とあり、また、第3 実習施設の選定等の3に「指定保育士養成施設の所長は、教員の内から実習指導者を定め、実習に関する全般的な事項を担当させることとし、また、実習施設においては、その所長及び保育士の内から実習指導者を定めるものとする。これらの実習指導者は、保育実習の目的を達成するため、指定保育士養成施設の実習指導者が中心となって相互に緊密な連絡を取るように努めるものとする。」とある。実習内容と養成校における指導内容、実習評価基準、訪問指導の目的や意義等、実習にかかる様々な項目について養成校と実習施設が共通理解を図らなくてはならないのである。

養成課程の中で保育実習をより効果的に行うために、これまでの実習指導のあり方を振り返り、さらに発展させていかなくてはならない。つまり、実習指導担当者による実習教育の点検・評価なのである。そのために、全国保育士養成協議会専門委員会が策定した「ミニマムスタンダード」を標準としていかに活用していくかが各養成校に問われているのである。

I - 調査対象について（表1、表2、表3、表4、表5）

表1 (I-A) 学校種別

4年制大学	短期大学	専門学校
4	24	2

表2 (I-B) 保育士以外で取得可能な免許・資格

幼稚園教諭一種	2
幼稚園教諭二種	23
小学校教諭一種	1
小学校教諭二種	2
社会福祉主事（任用）資格	11
レクリエーション・インストラクター	14
ピアヘルパー	4
高校教員免許	2
認定心理士	2
児童指導員（任用）	1

2. 研究の目的

九州管内に所在する保育士養成校の「保育所実習」にかかる実習指導の実態調査を行い、実習指導のあり方の実態と、そこに潜む問題や課題について検討することを主たる目的とする。また、ミニマムスタンダード的な実習指導の可能性や課題についても検討する。

3. 研究の方法

- (1)調査方法：質問紙による調査
- (2)調査対象：九州管内に所在する全国保育士養成協議会加盟養成校47校（平成19年1月現在）の保育所実習担当者
- (3)調査時期：2007年1月13日～2月23日
- (5)回収数：30校（四年制大4校、短大24校、専門学校2校）、回収率64%

4. 結果と考察

質問紙の内容に従って表により結果を提示し、考察をする。

司書	2
司書教諭	1
保育心理士	1
初級障害者スポーツ指導員	1
チャイルドマインダー	1
日本赤十字社幼児安全法支援員	1
保健児童ソーシャルワーカー	1
児童厚生二級指導員	1
養護教諭	1
養護学校教諭一種免許	1

児童福祉司（任用）	1
社会教育主事	1

その他	中学校 教諭

表3 (I-C) 学生定員

50名以下	100名以下	150名以下	200名以下	250名以下
9	10	8	1	2

表4 (I-D) 教員人数

7名	8名	9名	10名	11名	12名	13名
3	1	1	6	4	3	1
<hr/>						
14名	15名	16名	18名	22名	53名	N.A
2	1	2	2	1	1	2

保育専門科目担当教員数

4名	6名	7名	8名	9名	10名	11名
2	1	4	2	3	5	1
<hr/>						
12名	13名	14名	17名	18名	21名	N.A
2	1	1	1	1	1	5

表5 (I-E) 所在地

福岡	佐賀	長崎	大分	熊本	宮崎	鹿児島	沖縄
13	2	1	3	2	3	4	2

調査用紙が回収できた養成校は、短大が主で、学生の定員は50名から150名となっている。選任教員数や保育専門科目担当教員数にはかなり違いがあり、養成校格差が見られる。所在地は、養成校の設置数にほぼ比例しているといえるが、熊本県は養成校の設置数に比べて回収率がかなり悪い。今後、九州ブロックセミナーでの関わりや検討が必要であろう。また、保育士以外で可能な取得免許・資格では、短期大学が多いいため、幼稚園二種免許状が最も多く、次いで、レクレーションインストラクター、社会福

祉主事(任用)資格となっている。ピアヘルパーや認定心理士、保育心理士など心理系の資格がみられるのは、子育て相談や育児指導が保育士の職務として位置づけられてきたこととも関連があるのでないだろうか。

II. 実習園について

表6 (II-C) 保育実習I(保育所)と保育実習IIの実習園は同じ園ですか

必ず同じ園	一部を除き同じ園	ほとんど違う園	必ず違う園	その他
7	8	9	4	2

表7 (II-D) 実習園はどのようにして選びますか

	学生が選ぶ	養成校が決定	その他	NA.
保育実習I(保育所)	19	7	3	1
保育実習II	24	2	2	2

表8 (II-E) 実習方法

	主に観察実習	主に参加実習	主に責任実習 (部分実習)	必ず責任実習 (全日実習)	N.A.
保育実習I(保育所)	0	11	16	0	3
保育実習II	0	0	12	16	2

実習園の決定は、約三分の二ほどの養成校では学生自身で選んでおり、保育実習IIに関してはほとんどの養成校で学生が選んでいる。また、保育実習Iと保育実習IIでは「必ず同じ園」「一部を除き同じ園」がほぼ半数となっており、「ほとんど違う園」「必ず違う園」を上回っている。今回は、それぞれの理由を確認していないため何も言えないが、学生の出身地や附属保

育園の存在など、各養成校の事情がいくつか考えられる。実習方法としては、保育実習Iと保育実習IIとでは実習方法に違いが見られる。保育実習IIでは、「主に参加実習」は全くなく「必ず責任実習(全日実習)をする」が半数を超えており、実習内容に段階を持たせていることがわかる。

III. 実習指導内容について

表9 (III-A) 実習指導内容

に事 つ前 い指 導	1	保育士養成課程における「保育実習I」の位置づけを学び、その意義・目的を理解させる	全く ふれてい ない	多少説明する 程度	1コマの中 で他の内 容とどもに ふれる程 度	この内 容だけ で1コマ 使う	この内 容だけで 2コマ 使う	N. A.
			0	2	14	12	1	
に事 つ前 い指 導	2	「保育実習I」の具体的な内容を把握し、実習計画全体を理解させる	0	0	15	12	2	1

事前指導について	3	実習の段階を学び、その具体的な内容と実習の方法を理解させる	1	0	19	5	4	1
	4	保育士の職務を理解しその役割について理解させる	0	3	12	8	5	2
	5	子ども（利用者）理解の方法を学ばせる	1	2	11	8	5	3
	6	個人のプライバシーの保護と守秘義務の主旨を学び、理解させる	0	2	25	2	0	1
	7	個人情報の保護に関する法律の主旨を学び、理解させる	1	3	25	0	0	1
	8	子ども（利用者）の人権尊重について学び、理解させる	2	2	23	1	1	1
	9	実習生としてふさわしい服装や言葉遣いについて確認させる	0	0	19	7	3	1
	10	社会人として必要な挨拶や時間厳守の意味を理解させる	0	1	21	3	4	1
	11	実習において自ら達成すべき課題を明らかにさせる	0	1	11	13	4	1
	12	記録を取ることの意義を考えさせる	0	0	14	10	5	1
	13	実習記録の具体的な内容を確認し、その記録方法を学ばせる	0	0	3	15	11	1
	14	保育計画・指導計画、援助計画の意義を学び、保育の計画について理解させる	0	2	6	13	8	1
	15	指導・援助計画を立案するために必要な知識を習得させる	0	0	8	9	11	2
	16	事前の保育所・施設見学、またはビデオや講演等を通じて、実習施設を理解させる	1	2	6	6	14	1
	17	様々な種別の児童福祉施設に関心を持たせる	3	5	7	12	2	1
	18	事前訪問を実施させ、実習施設におけるオリエンテーションに参加させる	0	1	8	15	5	1
	19	事前訪問の結果・成果について確認し、報告させる	0	4	19	4	2	1
	20	履歴書（個人票）など実習に必要な書類を作成させる	0	2	14	13	0	1
	21	検便（腸内細菌検査）・健康診断等の手続きをさせる	0	0	3	18	8	1
	22	実習保険に入る意義、緊急時の連絡方法を理解させる	1	6	22	0	0	1
	23	欠席や遅刻・早退の連絡方法を伝える	0	1	27	1	0	1
	24	評価票の内容について把握させる	0	4	24	1	0	1
	25	教員の訪問指導の意義やその内容を学生に伝える	1	8	15	5	0	1
	26	実習指導者と訪問指導者が異なる場合は、学生と訪問指導者との打ち合わせを事前に行う	2	10	9	5	1	3

事後指導について	27	実習の具体的な内容を学生に報告させる	0	2	11	9	7	1
	28	課題の達成状況について報告させる	1	4	12	8	4	1
	29	実習中の印象に残ったできごと・体験を整理させる	0	2	13	10	4	1
	30	実習中のトラブルや深刻な悩みについて個別に聴き、助言する	0	5	14	6	3	2
	31	実習体験を報告しあい、互いの問題を話し合わせる	1	2	7	11	8	1
	32	実習施設からの評価を学生に知らせる	1	6	10	6	4	3
	33	自己評価を行わせ評価の“ずれ”を検討させる	5	2	15	6	1	1
	34	保育実習Ⅱ、保育実習Ⅲへの課題を明確にさせる	1	4	11	10	3	1
	35	今後の学習課題を明確にさせる	0	5	11	10	3	1

事前指導の中では、「事前の保育所・施設見学、またはビデオや講演等を通じて、実習施設を理解させる」「実習記録の具体的な内容を確認し、その記録方法を学ばせる」「指導・援助計画を立案するために必要な知識を習得させる」が最も多く、実習施設に対する理解や日誌、指導案など学生が実際に記録する方法に時間を割いている傾向がある。しかし、ここにあげた指導内容に対して、「ほとんどの内容が1コマの中で他の内容とともにふれる」の回答が多く、実習指導の時間の枠はきわめてゆとりがなく、限られた枠内で様々なことにふれようとしていることが伺える。「子ども（利用者）の人権尊重について学び、理解させる」「様々な種別の児童福祉施設に関心を持たせる」に、「まったくふれていない」との回答があるが、これは、調査

用紙回答者が保育所実習担当者であることを考慮しなくてはならないであろう。また、事後指導の中では、「実習体験を報告し合い、互いの問題を話し合わせる」「実習の具体的な内容を学生に報告させる」に時間を割いており、実習終了後の反省会や報告会が行われていることがわかる。しかし、「自己評価を行わせ評価の“ずれ”を検討させる」ことにはあまり時間はかけられておらず、実習終了後の振り返りとしては、体験の共有が主となっている。

ここに提示した指導内容は、ミニマムスタンダードに学生に実習前、実習後に指導しておきたい標準的事項として提示されている項目である。しかし、全体としてはふれられていない内容も多く、実習指導内容の標準的事項とはなにか改めて考る必要性がある。

表11 (III-C) 指導方針の提示

		特に指導方針を提示していない	養成校の指導方針は園に示している	園に対してある程度の指導の方向性を示している	園に対して具体的な指導内容を提示し、それに沿って指導していただく	N.A.
1	園長・主任保育士からの指導	13	9	3	4	1
2	実習担当者からの指導	7	14	5	3	1
3	指導案作成の指導	8	12	9	0	1
4	日誌の書き方の指導	5	15	8	0	1
5	観察実習への指導	7	10	11	1	1
6	参加実習への指導	6	10	12	1	1

7	幼児に対する接し方の指導	16	9	4	0	1
8	乳児に対する接し方の指導	16	9	4	0	1
9	保護者との関係についての指導	18	8	3	0	1
10	行事の参加への指導	15	10	3	1	1
11	環境構成についての指導	17	8	2	2	1
12	掃除などの作業	11	12	5	1	1

表12（III-D）その他の指導内容の提示

各園の実施する特別保育事業等について
学生が大学で学んできた（履修した）教科について知らせ、指導の参考にしていただいている
欠席の扱いについて。保育所実習ⅠⅡの違いについて
実習指導に対する養成校側の方針は提示しておりますが、問い合わせ3、4については園独自に指導される場合もあります。また7～9についても園の方針がありますので、学生には実習園の方針を大事にするように指導しています
守秘義務について

養成校が持つ実習に対する指導方針について実習園に示しているかでは、「特に指導方針を提示していない」と「養成校の指導方針は園に示している」との回答がほぼ拮抗しており、養成校側からの明確な指導方針の提示はなされているとは言い難い。日誌の書き方、指導案の作成の仕方等形式的なことに関しては指導方針は示されているが、幼児や乳児に対する接し方や保護者との関係については、園側に任せている

傾向がある。その他の指導内容の提示については、「学生が大学で学んできた（履修した）教科について知らせ、指導の参考にしていただいている」との回答があった。このような提示は、実習園側にとって、養成校がどのような保育士養成を目指しているかが理解しやすく、両者の協働的関係作りの一助になるのではないかと考えられる。

IV. 実習評価について

表13（IV-A）実習園からの評価を成績にどの程度反映させていますか

100%	50%以上	50%未満	参考資料程度	N.A.
4	24	0	1	1

表14（IV-B）実習園からの評価を学生に開示していますか

全学生に対して開示	一部の学生に対して開示	学生指導の参考資料とするが開示はしない	統計的に処理した結果などを開示	成績評価以外では利用しない	N.A.
12	8	9	0	0	1

表15 (IV-C) 評価を実習指導に利用することを実習園側に説明していますか

個別の実習指導に利用しておらず、実習園にも説明していない	個別の実習指導に利用しているが、実習園には説明していない	個別の実習指導に利用していることを説明している	学生に開示していることを説明している	N.A.
1	21	7	0	1

実習の評価には、実習園における評価と事前・事後指導を含む教科目「保育実習」としての評価がある。最終評価のうち実習園における評価が占める割合は、100%が4校、50%以上が24校と、ほとんどの養成校で実習園における評価を重視している傾向があった。ミニマムスタンダードには、実習園における評価の比重は30%（保育実習Ⅰについて）と示してあることからすると、かなり開きがある。ミニマムスタンダードにある比率の根拠は、「学習を定着させる事後の作業を重視」していることと、各実習園において評価の基準にはらつきがあることである。この二点について、100%と回答した4校は、教科目「保育実習」の成績評価の方針と方法について再考の必要があるであろう。また、評価の比率には、各養成校において教科目「保育実習」をどのように位置づけているかが伺われる。教科目「保育実習」は、単なる現場体験ではない。事前・事後指導を成績評価に明確に反映させることによって、ミニマムスタンダードにある「らせん状の学習モデル（計画→

実施→評価）」が実現できるのではないだろうか。

実習園からの評価票は、29校で学生に開示されたり学生指導の資料とされており、評価票を全学生に開示しているのは12校であった。29校が、実習評価票を何らかの形で学生にフィードバックしていることは評価できる。実習評価票は、学生自身が、「何ができるかを認識して、自信を持つこと」と「何ができないかを認識して、それ以降の実習課題を明確にし、向上への意欲や動機づけを高めること」へと繋げるものでなくてはならない。そのためには、学生だけではなく、実習園に対して評価の観点や意味づけを十分に説明することが必要である。今回、評価票を学生指導に利用していることを実習園に説明していると回答していたのは、7校であった。養成校から実習園への説明は、評価の尺度のみならず、養成校における教育方針や内容をも含むことで、評価観を共有することができ、保育実習をより有効に機能させることができになるのではないだろうか。

V. 訪問指導について

表16 (V-A) 訪問指導はすべての実習園に対して行っていますか

全ての園	2/3以上の園	1/2程度の園	1/3程度の園	一部の園	N.A.
22	7	0	0	0	1

表17 (V-B) 訪問指導者

実習指導担当専任教員	保育関連科目担当専任教員	専任教員	非常勤教員
16	21	8	1
その他			
学科全員（常勤のみ）			
学科の専任教員全員で対応（実習指導担当者が訪問指導計画を作成）			
実習センター所属、実習自主職員（有資格者）			
実習担当者を含む専任教員			

表18 (V-C) 訪問指導方法（訪問相手）

学生には必ず会う	担当者には必ず会う	学生と担当者両者に必ず会う	学生か担当者どちらかに会う	特に決まりはない	N.A.
0	1	26	0	2	1

表19 (V-C) 訪問回数

必ず10日に1回	1園に1回	特に決まりはない	N.A.
24	3	1	2

表20 (V-C) 訪問時間

学生一人につき20分以上	1園につき20分以上	特に決まっていない	N.A.
4	5	19	2

表21 (V-D・E) 訪問指導の内容

		訪問者が必ず行う	必要な場合、訪問指導者が行う	実習指導担当者が行う	N.A.
1	実習生の様子の把握（健康状態や気持ち）	26	3	0	1
2	実習状況についての確認	26	3	0	1
3	実習内容に対する助言	17	10	2	1
4	園の実習担当者との関係調整	10	11	7	2
5	実習園からの要望や連絡の聴き取り	19	9	1	1
6	実習園に対する養成校の方針や要望の伝達	7	10	12	1
その他の指導内容					
上記について、特に難題の場合は実習指導担当者や学科長などが対応することもある 上記6項目は「訪問指導において訪問指導者が行うようにしている」ものではないのですか？					

表22 (V-F) 訪問記録

様式有り、記録を提出	様式なし、記録を提出	必要な場合、記録を提出	記録なし	N.A.
27	2	0	0	1

訪問指導に関して22校は、すべての実習園に對して行っている。また、すべての園に對しては訪問指導が行われていない養成校が7校であった。もちろん、すべての実習園に對して訪問指導が行われることが望ましいことは歴然としているが、現状としては、養成校の学生数や実習範囲、訪問指導者等の状況とも関連していく。

る。重要視すべき点は、その方法や内容にあると思われる。また、訪問指導は、実習指導担当の専任教員だけで行っているのがわずか3校、保育関連科目担当の専任教員も共に行っている養成校となると14校となる。また、学科全教員で取り組まれているのが12校となっている。実習中に実習施設へ訪問しての学生の指導を行う

ことが、厚生労働省の通知により、提示されている点から考えれば、訪問指導を実習指導者が行なうことが望ましいわけだが、全教員で訪問指導が行われている実態が数値からも分かるよう、このミニマムスタンダードに示されている教員間のある程度の共通の認識と一定水準以上の訪問指導の成果をにらんだ何らかの取り組みが必要となる。

また訪問相手は、大半の養成校で実習担当者と学生の両者に必ず会うようになっているが、訪問時間に関する設問によると、特に決まりはないというのが19校となっているため、具体的な訪問指導の内容が問われる。また、訪問回数に関しても必ず1回は訪問しているが、他学年の授業時数の関連から時間の確保が課題である。

訪問指導での具体的な指導内容は、実習生の健康状態の把握や実習状況の確認については、ほとんど養成校において訪問指導者が必ず行っている。また、実習内容に関する助言を半数以

上の養成校で訪問指導者が行っているということ、さらには、四分の一にあたる7校において養成校の方針や要望を実習園に対して訪問指導者が必ず行っているという現状から考察すれば、全教員が、養成校の教員としての役割や認識を高く持ち、実習の意義等を実習園に対して伝達しているといえる。この結果は、ミニマムスタンダードの目指す養成校教員の資質の向上に繋がっているということの現れではないだろうか。数値としては、まだまだ少ないが、傾向としては望ましい取り組みが行われ始めたと思われる。

訪問記録に関しては、大半が決まった様式の訪問記録が取り入れられているが、肝心なことはこの訪問記録をどのように今後の実習に活用しているかという点にある。今後の課題としては、ミニマムスタンダードが提示している訪問記録の書式をどのような形で活用しているかを再調査することにより、訪問指導の効果を再考することにも繋がっていくであろう。

VII. 実習課題改善検討委員会への協力について

表23 (VI) 実習課題改善検討委員会への協力

協力したい	条件によって協力	資料の提供は協力	協力できない	N.A.
7	17	4	0	2

九州において、実習に関する課題をミニマムスタンダードをもとに検討をすることに対して、条件付きも含めて24校が協力したいと回答した。これは、養成校における実習の意義や方法、学生指導、そして、実習園との関係調整等など多くの課題を抱えている現状が示されたと考えられる。特に、実習園との連携はなかなかスムーズには行えないであろう。しかし、次世代を担う保育士の養成という意味では、養成校と保育現場が協働関係にあることは欠かせない。24校が協力したいとの回答があったことは、関係改善の兆しが期待されると言える。

5. 今後の課題

今回の調査からいえることは、各養成校が共有すべき実習指導内容の検討の必要性とそのことを組織的に検討していく場の必要性である。共有すべき内容とは、ミニマムスタンダードが標準的事項として提示しており、それを各養成校がどのように活用していくかが課題である。しかし、組織的に検討していく場の確立は難しいのが現実である。養成校は、日々は学生数確保のためにしのぎを削っているのだが、保育士養成という立場を共有し、あるべき保育士養成

のために連携をとらなくてはならない。九州ブロック協議会においては、「保育実習課題検討委員会（仮称）」の設立に向けた動きも見られる。保育実習を行う上で、養成校が指導内容などを組織的に捉え構築していくことで、保育現場との連携もより有効なものとなっていくであろう。なにより、保育者を志す学生たちの貴重な育ちの場である実習が、より意味あるものとして養成校同士、さらには、保育現場とも共有できるスタンダードとして確立できるか、さらなる検証を進めていかなくてはならない。

<参考文献>

- ・全国保育士養成協議会専門委員会編「効果的な保育実習のあり方に関する研究Ⅱ－保育実習指導のミニマムスタンダード確立に向けて－」（保育士養成資料第40号），2004年
- ・全国保育士養成協議会専門委員会編「効果的な保育実習のあり方に関する研究Ⅲ－保育実習指導のミニマムスタンダード－」（保育士養成資料第42号），2005年
- ・保育士養成協議会編「保育実習指導のミニマムスタンダード－現場と養成校が協働して保育士を育てる－」（北大路書房），2007年